

議案第14号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、個人所得課税の見直しによって従前の軽減対象者が対象外とならないようにするため、軽減基準額の見直しを行うとともに、国民健康保険の財政基盤の安定を図ることを目的として、被保険者の国民健康保険税の負担を見直すことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.99」を「100分の6.10」に改める。

第5条中「2万300円」を「2万1,600円」に改める。

第5条の2第1号中「19,200円」を「18,800円」に改め、同条第2号中「9,600円」を「9,400円」に改め、同条第3号中「14,400円」を「14,100円」に改める。

第6条中「100分の2.04」を「100分の2.20」に改める。

第7条の2中「7,100円」を「7,800円」に改める。

第7条の3第1号中「6,500円」を「6,600円」に改め、同条第2号中「3,250円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「4,875円」を「4,950円」に改める。

第8条中「100分の1.80」を「100分の2.00」に改める。

第9条の2中「7,500円」を「8,700円」に改める。

第9条の3中「5,200円」を「5,500円」に改める。

第23条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が

1, 100, 000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430, 000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「14, 210円」を「15, 120円」に改め、同号イ(ア)中「13, 440円」を「13, 160円」に改め、同号イ(イ)中「6, 720円」を「6, 580円」に改め、同号イ(ウ)中「10, 080円」を「9, 870円」に改め、同号ウ中「4, 970円」を「5, 460円」に改め、同号エ(ア)中「4, 550円」を「4, 620円」に改め、同号エ(イ)中「2, 275円」を「2, 310円」に改め、同号エ(ウ)中「3, 413円」を「3, 465円」に改め、同号オ中「5, 250円」を「6, 090円」に改め、同号カ中「3, 640円」を「3, 850円」に改め、同条第2号中「330, 000円」を「430, 000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430, 000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「10, 150円」を「10, 800円」に改め、同号イ(ア)中「9, 600円」を「9, 400円」に改め、同号イ(イ)中「4, 800円」を「4, 700円」に改め、同号イ(ウ)中「7, 200円」を「7, 050円」に改め、同号ウ中「3, 550円」を「3, 900円」に改め、同号エ(ア)中「3, 250円」を「3, 300円」に改め、同号エ(イ)中「1, 625円」を「1, 650円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 438円」を「2, 475円」に改め、同号オ中「3, 750円」を「4, 350円」に改め、同号カ中「2, 600円」を「2, 750円」に改め、同条第3号中「330, 000円」を「430, 000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430, 000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100, 000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「4, 060円」を「4, 320円」に改め、同号イ(ア)中「3, 840円」を「3, 760円」に改

め、同号イ(イ)中「1, 920円」を「1, 880円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 880円」を「2, 820円」に改め、同号ウ中「1, 420円」を「1, 560円」に改め、同号エ(ア)中「1, 300円」を「1, 320円」に改め、同号エ(イ)中「650円」を「660円」に改め、同号エ(ウ)中「975円」を「990円」に改め、同号オ中「1, 500円」を「1, 740円」に改め、同号カ中「1, 040円」を「1, 100円」に改める。

附則第8項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に、「総所得金額」とあるのは、「」を「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「1, 100, 000円」とあるのは「1, 250, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の北名古屋市民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。